

厚木市居住支援協力不動産店登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定を促進するため、住宅確保要配慮者の入居に協力的な不動産事業者を居住支援協力不動産店として市が登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 地方自治体、神奈川県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構が供給する賃貸住宅以外の賃貸住宅をいう。
- (3) 居住支援協力不動産店 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居について、本市等と連携し、適切な支援を行う者として市が登録した者で、次のいずれの要件も満たすものをいう。
 - ア 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の免許を取得している者であること。
 - イ 宅地建物取引業法に基づく免許の取消処分を受けていない者であること。
 - ウ 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けていない者であること。
 - エ 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にない者であること。
 - オ 厚木市内に本店又は支店を置く不動産事業者であること。
 - カ 不動産団体に所属する不動産事業者であること。
- (4) 不動産団体 公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会又は公益財団法人日本賃貸住宅管理協会をいう。

(居住支援協力不動産店の登録)

第3条 居住支援協力不動産店に登録を希望する不動産事業者（以下「申請者」という。）は、店舗ごとに厚木市居住支援協力不動産店登録申請書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受けた場合は、不動産団体に申請者の所属の確認を行い、次に掲げる事項を居住支援協力不動産店登録簿に登録するも

のとする。

- (1) 事業者名、所在地及び連絡先
- (2) 宅地建物取引業免許番号
- (3) 所属団体の名称
- (4) 登録年月日及び登録番号

3 市長は、登録した旨を、速やかに厚木市居住支援協力不動産店登録決定通知書にて申請者に通知し、厚木市居住支援協力不動産店ステッカーを交付するものとする。

(登録の拒否)

第4条 市長は、申請者が第2条第3号の要件を満たさないことが確認された場合は、登録を拒否することができる。

2 市長は、申請者の登録の拒否をしたときは、その旨を申請者に速やかに知らせることとする。

(居住支援協力不動産店の業務)

第5条 居住支援協力不動産店は、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅への入居を求めているときは、必要に応じて行政機関等と連携して、円滑に住宅へ入居できるよう助言等を行い、住宅確保要配慮者の居住の安定に努めることとする。

2 居住支援協力不動産店は、住宅確保要配慮者であることを理由に媒介を拒否し、又は媒介の条件等を不当なものとしてはならない。

(個人情報の保護)

第6条 居住支援協力不動産店は、前条に掲げる取組事項を行う上で、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等の規定を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱うものとする。

(秘密の保持)

第7条 居住支援協力不動産店は、第5条に掲げる取組事項を行う上で、知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの業務の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、居住支援協力不動産店の登録が解除された後においても同様とする。

(変更の登録)

第8条 居住支援協力不動産店は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに厚木市居住支援協力不動産店変更登録申請書を市長に提出し、変更の登録を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により変更の登録をしたときは、速やかに厚木市居住支援協力不動産店変更登録決定通知書にて当該居住支援協力不動産

店に通知する。

（登録の解除）

第9条 居住支援協力不動産店は、当該登録を解除する場合にあっては、厚木市居住支援協力不動産店登録解除申請書を市長に提出し、当該登録の解除を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を解除したときは、その旨を、厚木市居住支援協力不動産店解除決定通知書にて居住支援協力不動産店に通知するものとする。

（登録の取消し）

第10条 市長は、次に掲げる場合には、居住支援協力不動産店の登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 居住支援協力不動産店から登録解除の申請があった場合
- (2) 第2条第3号の要件を満たさないと確認された場合
- (3) 第5条第2項の規定に違反したと確認された場合
- (4) 不当な取引等が明らかとなった場合

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を、厚木市居住支援協力不動産店登録取消通知書にて当該居住支援協力不動産店に通知する。

3 市長は、第5条第2項の規定に違反したと確認された場合や不当な取引等が明らかとなり登録を取り消した場合は、その旨を、市ホームページで公表するものとする。

（免責事項）

第11条 市長は、本事業により締結された、居住支援協力不動産店又は賃貸住宅の賃貸人と住宅確保要配慮者との契約について、一切の責任を負わないこととする。

附 則

この要綱は、令和6年9月10日から施行する。